

【法人申込／個人申込】
類型別 取引リスク分析基本講座
 ～ビジネスリスクの勘所～ (全4講、全7回)

【講座開講のねらい】

- ▶管理部門（審査・法務・財務等）において、決算書や契約書等の情報から、適正・適法な取引相手か、定性的・定量的など様々な視点から「審査」をします。その際に、いくら分析を試みても、ビジネスを行う際のリスクは契約や法令等だけでなく様々なところに点在し、全てについて把握することは非常に困難です。
- ▶また、一言に「審査」業務といっても、各社業務所管が異なり、専属の担当者があるケースや他の業務と兼任するケース、外部に依頼するなど様々なケースがあるかと思えます。さらに、企業で勤めている限りは、組織再編や異動などで担当業務が変わることもあり、より見落としが起りやすくなります。
- ▶そこで、本講座では、企業の管理部門に所属する方で、実務で法律に触れる機会が少ない方にとっても、取引にまつわる契約書・法令やその周辺領域のリスクについて、事例に基づいてわかりやすく解説し、リスクの勘所について把握するための講座を開講します。
- ▶ビジネスを行う上で目に見えないリスクに対して、どこから手を付けたらいいのかわからないというビギナーの方だけでなく、取引事例の流れから勘所を養いたい、改めて直したい方もぜひご受講ください。

- 第1講 取引総論（リスクの概論と契約書）〔講師 本多広和 弁護士（阿部井窪片山法律事務所）〕（7/18開催）
- 第2講 新規取引のリスク（食品メーカーを舞台に）〔講師 荒井康弘弁護士（丸の内総合法律事務所）〕（7/25、8/1開催）
- 第3講 請負、製造委託及び売買取引上のリスク〔講師 山根 航太弁護士（虎門中央法律事務所）〕（8/29、9/19開催）
- 第4講 新規ビジネスの検討時、問題発生時のリスクと予防（環境規制を例に）〔講師 猿倉健司弁護士（牛島総合法律事務所）〕

◇お申込要領・注意事項◇

本セミナーは WEB 配信セミナーです。視聴案内は、後日メールにて視聴案内をお送りします。お申込み際に、【法人申込】と【個人申込】のどちらかを記載してください。

- ◆視聴期間：8月13日（火）～12月20日（金）〔順次配信予定〕（申込期限：8月13日（火）12時）
- ◆受講料：【法人申込】88,000円（税込）／1社（同一法人内であれば複数名受講可能）
 【個人申込】59,400円（税込）／1名

- 本セミナーはWEB配信時、「Vimeo」を利用します。視聴制限等がないかご確認ください。
- WEB申込・FAX・メールにて必要事項を記載の上、お申し込みください。
- 請求書はメールにてご案内予定です。
- ご記入の個人情報は、(株)商事法務の「個人情報保護方針」に従って適切に取り扱います。
- 弁護士事務所にご所属の方は、原則ご受講いただけません。
- その他都合により、受講資格を制限し、お申込みできない場合がございます。
- 申込期限後のキャンセルは一切受け付けておりません。

WEB 申込



住所 〒

法人名

電話番号

部署名

受講者名

◆ご不明な点は下記までお問い合わせください◆

◀トライアル参加▶

◀ご入会▶

◀最新情報▶

問合せ先 株式会社商事法務 債権管理実務研究会事務局
 〒103-0027 東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階
 EMAIL : saiken-kanri@shojihomu.co.jp
 TEL : 03-6262-6764 / FAX : 03-6262-6802
 URL : https://saiken.shojihomu.co.jp



◆第1講 取引総論（リスクの概論と契約書）◆

■開催趣旨

▶企業が取引を行うに当たっては、従来から様々なリスクが存在していることは周知の事実ですが、近時、取引の複雑化・高度化・国際化、関係者のコンプライアンス意識の高まりやその内容の変化・多様化などに伴い、法令やステークホルダーの要請に関わるリスク（法務リスク、コンプライアンスリスク）がますます高まっているといえます。

▶本講義においては、取引に関わる近時の法的リスクの状況やリスク対応の基本的な事項について概説した後、取引リスクの重要な要素である契約リスクに焦点を当て、具体的にどのような問題があるか、これに対応するためにどのような契約書を作成・締結すべきかについて、取引に関する契約書のひな形などを具体的に示しつつ解説します。

■主要講義項目

1. 取引に関するリスク
(1) 取引に関わる様々なリスク／(2) 法的リスクの重要性、時代による変容
(3) リスクへの対応～回避だけではなく／体制の整備・運用の重要性
2. 契約リスクと契約書の意義
(1) 契約リスクに関する具体的な事例
(2) 契約書の適切な作成・締結によってどのようにリスクヘッジが図れるか
(3) 契約書の主な構成
3. リスクマネジメントに有用な契約条項（ひな形に基づく解説）

●講師 本多広和 弁護士（阿部井窪片山法律事務所）●

1997年弁護士登録、2004年ニューヨーク州弁護士登録。
国内外の売買取引、ライセンス、共同研究開発、M&A等の契約案件を多数扱うほか、社外役員の経験等に基づき会社法、コンプライアンス、内部統制等に関する助言を行う。主な著作は、契約書作成の実務と書式（第2版）（分担執筆、有斐閣）、法務リスク・コンプライアンスリスク管理実務マニュアル（第2版）（分担執筆、民事法研究会）など。

◆第2講 新規取引のリスク（食品メーカーを舞台に）◆

■開催趣旨

▶新規取引先との間で取引を開始するに際しては、新規取引先に対する審査、新規取引先との交渉・契約内容の検討等を経て、新たに契約を締結し取引を開始することになります。実務上は契約書のひな形を用いて交渉・検討等を経て契約の締結に至ることが多いと思いますが、あらかじめ、新規取引を開始するに際して通常留意すべき問題点、当該取引に関係する法令についての知識等を押さえておけば、新規取引時のリスクを踏まえて契約実務を担当することができます。

▶本講義においては、企業間の新規取引の場面のほか、直接消費者に販売する場面についても、事例に基づき、新規取引時のリスクとそれを踏まえた契約実務のポイントについて解説します。

■主要講義項目

1. 新規に製造委託及び継続的取引（販売）を開始する場合のリスクと契約実務のポイント
(1) 相手方の信用・適格性のリスク／(2) 契約不適合のリスク
(3) 情報管理のリスク／(4) 関係する法令上のリスク（下請法、フリーランス保護法等）
(5) その他（交渉決裂のリスク等）
2. 新たにECサイトを立ち上げ商品の販売を開始する場合のリスクと契約実務のポイント
(1) 消費者に商品の販売を開始する場合の留意点（約款等）／
(2) ECサイト開発に係る知的財産権の取扱い／
(3) 関係する法令上のリスク（個人情報保護法、消費者契約法、景品表示法、特定商取引法等）／
(4) その他（商品に不具合があった場合の対応等）

●講師 荒井康弘弁護士（丸の内総合法律事務所）●

2009年弁護士登録、丸の内総合法律事務所入所。
企業間の契約、紛争対応を含む一般企業法務を幅広く取り扱う。最近では建築・不動産業界の相談、IT法・知的財産法分野の相談を比較的多く取り扱う。主な著作に、「改正公益通報者保護法への直前対策」『ビジネス法務』（2022年4月号）（共著、中央経済社、2022年）、『職務発明制度 規程の作り方と書式例』（共著、日本法令、2018年）など

◆第3講 請負、製造委託及び売買取引上のリスク◆

■開催趣旨

▶企業間の取引において、実際にトラブルが顕在化するのには、契約締結時には予期しなかった事態が生ずる場面であり、また契約締結時に合意した内容について当事者間の認識の齟齬が生ずる場面です。全ての事態に備え、当事者間に疑義のない契約書を作成することができれば望ましいですが、長期間に亘る大型のプロジェクトに関する契約や複数の関係当事者が関わる契約等は契約内容が複雑になりますし、また実際の契約内容が履行される過程で、契約締結後の事情の変化により、当初想定しなかった方向へ進んでいくことも少なくありません。

▶本講義においては、企業間の取引において、契約当事者間において合意内容について認識の齟齬が生じやすい場面について、請負や売買契約に係る具体的な事例を挙げながら、契約解釈の仕方等を踏まえた留意点について解説します。

■主要講義項目

1. 請負契約を締結する場合の留意点
(1) 契約書作成の意義／(2) 当事者の合意内容に認識の齟齬が生ずる場合
(3) 契約締結後の追加指示
2. 機械製造の委託契約を締結する場合の留意点
(1) 見積書、発注書、発注請書、契約書、製造図面等の重要性
(2) 追加作業や現場指示への対応／(3) 納品時の検収作業の留意点
3. 大型のプロジェクトに関する取引
(1) 発注書、発注請書や契約書の他、見積書や仕様書等の重要性
(2) 下請業者との契約及び下請法・建設業法、孫請業者対応について
(3) 保険契約を締結する場合の留意点／(4) 資材購入に関する契約を締結する場合の留意点

●講師 山根 航太弁護士（虎門中央法律事務所）●

企業における訴訟対応・紛争処理、M&A、危機管理（不正調査等）のほか、反社会的勢力排除に関する多くの相談実績を有する。
経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則の改訂についての研究会」、東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会所属。
主な著作に『過大要求・悪質クレームへの企業対応の実務』（共著、新日本法規、2022年）、『Q&A 外国人との共生社会における金融実務』（共著、金融財政事情研究会、2019年）等。

◆第4講 新規ビジネスの検討時、問題発生時のリスクと予防（環境規制を例に）◆

■開催趣旨

▶新規ビジネスを検討する際には、その内容やスキームが法令その他の規制との関係で問題がないかどうかを検討する必要があります。しかしながら、どのような法規制が問題となりうるのかを漏れなく検討することは容易ではありません。しかも、法令等の解釈は明確ではなく、行政との事前折衝が必要になることもあります。また、行政により見解が異なる場合も見られます。また、新規ビジネス立ち上げ後も、行政から指摘を受け行政処分に至るケースがあるほか、企業及びその役員が刑事責任を問われる例も少なくありません。また、環境汚染が発覚し、周辺住民や元売主との間で紛争となり、対策費として数億円を超える賠償を強いられる例もみられます。

▶本講義においては、近時話題のESG関連法令違反や汚染事例を例に、新規ビジネスの検討時、問題発生時のリスクと予防のポイントについて解説します。

■主要講義項目

1. 新規ビジネスにおける行政対応
(1) 行政ごとに判断が異なる法令・条理解釈と問題実例／
(2) 行政への事前相談の注意点／(3) 事前照会制度の概要（ノーアクションレター制度等）
2. 新規ビジネスに関する法規制の確認
(1) 問題となる法令の洗い出し／(2) 多様な環境・廃棄物関係法令 等
3. 新規ビジネス後に行政から指摘を受けた場合の対応
(1) 問題発覚の契機(2) 問題発覚後の対応 等
4. 新規ビジネスのために取得した不動産・子会社の環境リスク
(1) 様々な環境汚染と法的リスク(2) 環境汚染についての賠償額の相場観 等
5. (参考) 取引先・サプライチェーンの不祥事リスク

●講師 猿倉健司 弁護士（牛島総合法律事務所）●

世界最大規模の法律事務所ネットワークMULTILAW、日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク、環境法政策学会などに所属。
国内外の企業間紛争・自治体行政対応等のサポートのほか、役員等の不正・不祥事に関する危機管理対応、契約処理等を中心に、その他、M&A、新規ビジネスの立ち上げ支援等も数多く扱う。
「不動産取引・M&Aをめぐる環境汚染・廃棄物リスクと法務」（清文社）のほか、数多くの寄稿・執筆、講演・研修講師を行う。